

熊本県公報

号外 第42号
平成28年4月21日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○平成28年熊本地震に係る県税の申告、納付等の期限の延長…………… (税務課) 1

告 示

熊本県告示第495号の3

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、県内に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成28年4月14日以降に到来するものについては、条例第26条第1項第1号及び第2号の規定により課する個人の県民税、条例第84条第1項の規定により課する自動車取得税、条例第104条第1項の規定により課する自動車税並びに条例第145条の規定により課する狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

平成28年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫